

山梨税務署からのお知らせ

令和6年
第3号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738
山梨税務署 ☎0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

令和6年分所得税について定額減税制度が実施されます

1 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

2 定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額は次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）1人につき 30,000円

定額減税特設サイト

定額減税に関する詳細な情報
や各種パンフレット・手引きを
ご確認ください。



給与支払者向け定額減税説明会の御案内

説明会は、個人・法人事業者の区別なく参加できますが、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日の16:00までに連絡先へ事前予約をお願いします。

なお、事前予約は、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

開催日	説明会名	時間	開催場所	会場の住所	定員
5月22日(水)	給与支払者向け 定額減税説明会	13:30~14:30	山梨法人会館 2階会議室	山梨市中村 834-5	各回 40名
5月23日(木)					

※事前予約連絡先

- ① 山梨税務署 法人課税部門 0553-22-1411 (内線62)
お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
- ② 公益社団法人 山梨法人会 事務局 0553-23-2541

定額減税制度に関する一般的なご質問やご相談は、コールセンターでも受け付けています。

☎ 0570-02-4562 9:00~17:00 (土日祝除く)

全国一律の料金でご利用いただけます。

記帳説明会の御案内

個人の事業・不動産所得を有する方や消費税の課税事業者の方などを対象として、記帳・帳簿等保存制度や消費税の経理処理等に関する基本的な事項の説明会を下記のとおり開催いたします。
新たに記帳を行う方や記帳の仕方がよく分からない方は、今回の記帳説明会をご利用ください。

※説明事項

- 記帳・帳簿等保存制度及び青色申告制度の概要（電子帳簿保存法の改正事項等を含む）
- 帳簿とその記帳のしかた
- 消費税の経理処理と記帳
- インボイス制度の概要、中小企業者の負担軽減措置及び登録申請の方法等

開催日	説明会名	時間	開催場所	会場の住所	定員
6月13日（木）	記帳説明会	10：00～12：00	山梨市役所 西館5階 501会議室	山梨市小原西 843	各回 40名
		14：00～16：00			

※事前予約は不要です。当日は、会場まで直接お越しください。

※ 連絡先 山梨税務署 個人課税部門 0553-22-1411（内線43）
お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

5月・6月の税理士による税金の無料相談について

こちらは、**予約制**の相談です。

場所 山梨県税理士会館（甲府市中央2-11-23）

日時 5月12日（日） ・ 6月9日（日）

9：00～12：00

相談内容 相続税、所得税及び法人税等の相談（相談時間は一人30分以内）

予約連絡 055-233-1318（月曜日～金曜日の10：00～16：00）

相談の日に、皆様のご相談を解決するよう担当税理士が回答しますが、相談内容が複雑な場合には、後日に回答し、有料となる場合がありますのでご了承ください。

以下は、**予約不要**の相談です。

場所 甲府市役所 本庁舎4階市民相談室1・2

日時 5月14日（火） ・ 6月11日（火）

10：00～12：00（受付終了：11：30）

13：00～16：00（受付終了：15：30）